

## 役員選挙細則

1999/3/27 第3回会員総会（第5条に趣旨説明を加えて承認）

1. 進化経済学会会則第10条に規定する役員の選出に関する事項をこの細則で規定する。
2. 任期が3年であることから、平成11年度より3年おきに選挙をおこなう。選挙は、選挙管理委員会の管理の下に郵送によりおこなうものとする。選挙の結果は、選挙管理委員長によって理事会・総会に報告され、総会の承認をもって役員の選任とする。
3. 会長に関しては、副会長を候補者とする信任投票をおこない、不信任が投票数の過半に達さないかぎり当選とする。もし、不信任となった場合には、理事会で新たに会長候補者を選出し、郵送による信任投票を再度おこなうこととする。平成11年度におこなわれる初回の選挙、またその他、副会長が欠けた場合にも、理事会で選出した会長候補者について同様の方式での信任投票をおこなう。
4. 副会長については、理事会が選出する若干名の候補者を対象として郵送投票をおこない、最多得票者を当選者とする。
5. 理事の一部\*は、理事会で作成した推薦理事候補者リストによる信任投票で、投票数の過半の信任を得たものをあてる。残りについては、全個人会員を被選挙権保持者とする、15名連記の自由投票により、得票上位者となった会員を当選者とする。なお、会長・副会長当選者が理事にも選出された場合には、理事当選は無効となる。  
\* これが理事定数（「約30名」）の過半数にならないよう配慮する旨、第3回会員総会で確認された。
6. 選挙管理委員会は、理事会が理事および会員の中から選任した若干名で構成することとし、委員長は互選で決めることとする。
7. 選挙管理委員会は、第4条、第5条の当選者の就任の意思を確認し、就任が困難な当選者がいる場合には、得票順に繰り上げ当選を認める。